

第4 質の高い医療サービスの安定的な提供

各医療保険制度に係る必要な経費を確保し、国民皆保険制度を堅持する。
また、医師等の人材確保対策、救急医療・周産期医療の体制整備、革新的な医薬品・医療機器の開発促進等を通じ、質の高い医療サービスを安定的に提供する。

1 国民皆保険制度の堅持 9兆9,273億円(9兆4,406億円)

(1) 国民健康保険等に係る医療費国庫負担

9兆8,903億円(9兆4,043億円)

各医療保険制度等に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

(2) 健康保険組合等への支援措置

330億円(322億円)

高齢者の医療費に係る拠出金負担が重い健康保険組合等の負担軽減を図るため、高齢者医療運営円滑化等事業の充実を図る。

(3) 高齢者のための新たな医療制度の施行準備

平成25年4月からの高齢者のための新たな医療制度の施行準備に係る経費については、予算編成過程において検討する。

(4) 高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

現行の高齢者医療制度の負担軽減措置の継続に係る経費については、予算編成過程において検討する。

(5) 国民健康保険中央会に対する補助の見直し

40億円(41億円)

厚生労働省省内事業仕分けの結果等を踏まえ、国民健康保険中央会に対する補助の見直しを行う。

(6) 国民健康保険組合に対する補助の見直し

厚生労働省行政事業レビューの結果等を踏まえ、国民健康保険組合に対する補助の見直しについては、予算編成過程において検討する。

(7) 高額療養費制度の見直し

高額療養費制度に係る経費については、予算編成過程において検討する。

2 質の高い医療サービスの確保

698億円(743億円)

(1) 地域医療確保対策

385億円(369億円)

① 地域医療支援センター(仮称)の整備(新規)

17億円

必要医師数実態調査の結果を踏まえ、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援、医師不足病院への医師の派遣調整・あっせん(無料職業紹介)等を行うため、都道府県が設置する「地域医療支援センター(仮称)」の運営に係る経費について財政支援を行う。

② 臨床研修の指導体制の充実(新規)

29億円

地域医療の中核を担う臨床研修病院において、医療の現場を担いつつ若手医師の教育を行う臨床研修指導医を確保するため、医師不足診療科の臨床研修指導医における休日・夜間の指導手当に係る経費について財政支援を行う。

③ チーム医療の総合的な推進(新規)

16億円

看護師、薬剤師等医療関係職種の利用の推進や役割の拡大によりチーム医療を推進し、各職種の業務の効率化・負担軽減等を図るとともに、質の高い医療サービスを実現するため、平成22年度に策定するチーム医療のガイドラインに基づく取組みについて、その安全性や効果の実証を行う。

④ 女性医師等の離職防止・復職支援

24億円(25億円)

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職防止及び復職支援のため、病院内保育所の運営に対する支援について、新たに休日保育を対象に加えるなどの充実を図る。

⑤ 看護職員の確保策等の推進

33億円(37億円)

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修の更なる普及や充実を図るため、新たに新人看護職員を指導する教育担当者及び実地指導者等に対する研修の実施や、病院内保育所の運営等に対する財政支援の拡充などを行う。

⑥在宅歯科医療の推進

2.5億円(2.9億円)

生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等に対する在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等について財政支援を行う。

(2)救急医療・周産期医療の体制整備

251億円(261億円)

①救急医療体制の充実

55億円(63億円)

救急患者の円滑な受入れが行われるよう、受入困難患者の受入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する財政支援を行うとともに、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターに対する財政支援を行う。

②ドクターヘリの導入促進事業の充実

29億円(28億円)

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ（医師が同乗する救急医療用ヘリコプター）事業を推進する。

③重篤な小児救急患者に対する医療の充実

6億円(3.1億円)

超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター」の運営に対する支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

④周産期医療体制の充実

85億円(87億円)

地域において安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）等に対する財政支援を行う。

⑤精神科救急医療体制の整備(後述・60ページ参照)

20億円(23億円)

3 革新的な医薬品・医療機器の開発促進

235億円(247億円)

(1)世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点の整備(新規)

51億円

日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するため、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点となる医療機関の人材確保、診断機器等の整備、運営に必要な経費について財政支援を行う。

(2)グローバル臨床研究拠点等の整備の拡充

8億円(6億円)

医薬品開発の迅速化を図り、ドラッグラグの解消に資するため、外国の研究機関との国際共同治験・臨床研究を実施する拠点の体制整備を行うとともに、国内における未承認薬等の開発を推進するための治験支援拠点等の体制整備を行う。

(3)後発医薬品の使用促進

4.7億円(4.2億円)

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実及び普及啓発等による環境整備に関する事業等を実施する。また、保険者が差額通知サービス（被保険者に対する後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知）を導入しやすくするための環境作りを進める。